

必読

暮らしの法律ナビ

No.51 認知症と
財産管理の問題

親が認知症で判断能力が衰え財産を管理できなくなると預金が凍結され、不動産の処分手続きもできず困る事がある。認知症の事実を隠して同居の子がカードで預金を引き出し、別居の子から使い込みを疑われ紛争が生じる事も増加している。また、親が認知症になると、その財産を活用することが難しくなる。例えば相続対策として「土地の上に借入をして建物を建て土地の評価を下げたい」「保険の非課税枠を利用するため生命保険契約をしてほしい」という場合に親の意思確認ができないので契約がストップする。では裁判所に成年後見人を選任してもらい財産活用すべきでないか。となりそうであるが、相続

対策は相続人のための方で本人のためでないので成年後見人が財産活用する事は困難である。ではどうすればよいか。親が元氣な間に任意後見や家族信託制度を利用すれば認知症になっても本人の意思による財産活用が可能となる。10年後に65歳以上の認知症患者は5人に1人が罹患すると言われている。お悩みの方は専門家に相談下さい。

遺言・相続 成年後見

債務整理・破産 離婚 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎079-561-2050
tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>